

# ボイラー実技講習の開催について

令和4年8月

青森労働局長 登録講習機関 登録番号第2号

実施機関：一般社団法人 弘前地区労働基準協会

ボイラー実技講習は、その受講・修了が免許交付要件の一つとして位置づけられる講習です。従前どおり、免許試験の受験前に受講するほか、免許試験に合格した後に受講することもできます。ボイラー取扱などの経験を得る機会のない方は、ボイラー実技講習を受講・修了することにより、二級ボイラー技士免許試験に合格すれば、免許を取得することができます。

## 記

1. 日 時 令和4年11月5日(土)、6日(日)、7日(月)の3日間  
5日、6日=9時00分～16時45分  
7日 =9時00分～17時15分
2. 講習内容 ○科目及び時間  
・付属設備及び付属品の取り扱い 6時間 ・点 火 1時間  
・点検及び異常時の処置 5時間 ・燃焼の調整 7時間  
・水処理及び吹き出し 1時間 (合計20時間)
3. 講習場所 弘前市大字豊田1丁目8-1 (運動公園入口)  
サンライフ弘前 2階
4. 受講料 ○15,726円(テキスト代・消費税含む)
5. 支払方法 受講料は、下記銀行に振り込みをお願いします。  
(手数料は、ご負担願います。)

青森銀行 津軽和徳支店 普通 口座番号 103406  
口座名義 (一社)弘前地区労働基準協会

6. 申込方法 また、当協会へ持参してもかまいません。  
同封の「受講申込書」に必要事項をご記入の上、持参又は、郵送にてお申し込み下さい。
7. 申込先 〒036-8081 弘前市大字福田字福岡10  
(一社)弘前地区労働基準協会  
電話 0172-26-0663 FAX 0172-29-1226
8. 申込締切 令和4年10月27日(木)  
※ 但し、申込み締切日前でも、定員に達し次第申し込みを締め切らせていただきますので、ご了承ください。
9. その他 1) 講習修了者には、修了証を交付いたします。  
2) 遅刻、早退、欠席等の場合は単位不足となり、この場合修了証を交付しませんので、予めご了承ください。  
3) 受講申込書の住所は省略せずに、正確に記入してください。  
4) 受講者が少ない場合は、講習を中止することがあります。

注意事項) ①受講申込後の取消については、10月27日(木)迄にご連絡のあった場合に限り受講料をお返しいたします。

※申込締切日後の受講キャンセルにつきましては、いかなる理由がありましても受講料の返金は致しませんので、あらかじめご了承ください。しかし、新型コロナウイルス感染拡大等により当協会の都合で中止となった場合は、受講料をお返しいたします。受講料以外につきましては、各自ご負担いただきますようお願いいたします。

②受講申込後10月27日(木)迄に受講料の納入がございませんと、申込みを取り消させていただきます。ご注意ください。(受講料の納入が期日までに間に合わない場合は、必ずご連絡をください。)

お願い) ◎負傷、疾病等で療養中の方は、申し訳ございませんが受講をご遠慮ください。